



避難所での問診



避難所での診察



避難所での診察



仮設トイレの消毒

9 高齢者介護支援（介護職）

（1）派遣の状況

- 【派遣期間】 平成 23 年 3 月 25 日から 5 月 1 日
- 【派遣人員】 延べ201人（8 班交代制：うち、2 人が介護研修センター職員）
- 【活動内容】 被災された要介護高齢者を、避難所や特別養護老人ホームにおいて介護・支援
- 【派遣先】 宮城県気仙沼市内の 5 箇所の避難所及び特養春圃苑

（2）派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

【第 1 班派遣者（3/25～4/2）】

- ・震災直後で情報が錯綜する中で、避難所は混乱を極めていた。被災された高齢者の中には、「顔なじみのない者」の支援に対して、明らかな拒否反応を起こす者もあり、派遣後しばらくは「どのように支援をしたら良いか」とまどいがあった。
- ・派遣期間の終盤期になって、やっと支援のスタンスがつかみかけてきた。

【第 3 班派遣者（4/6～4/11）】

- ・同じ職場から派遣された第 1 班の支援者から聞いた状況から較べると、避難所の混乱も収まりつつあった。
 - ・ただ、避難所では、各県から来たボランティアを含め、リーダー的な者が自然発生的に複数存在しており、高齢者の支援の仕方でもリーダー間で意見が食い違うことが多かった。
- 今後支援を行う場合は、刻々と変化する状況について、リーダー同士が定期的に打ち合わせを行い、情報を共有することが必要だと考える。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①医療と介護の連携の必要性

【第1班派遣者（3/25～4/2）】

- ・派遣初期の頃は、医療スタッフと介護スタッフとのミーティングが行われず、「どんな疾患を持っているか、服薬上の注意は何か」等の情報が介護スタッフに伝わらなかった。
- ・今後の支援に当たっては、避難所において、日に1回は医療と介護のスタッフが打ち合わせを行い、情報を共有することが必要である。

②災害時の「心のケア」スタッフの養成及び派遣

【第3班派遣者（4/6～4/11）】

- ・被災後数日立つと、「家族、家、職業を失ったこと、今後の生活をどうするか」を考えるようになる。
まずは、「命を助けること」が最優先だが、その次は「介護の支援」と同時に「心のケア」スタッフの派遣が必要である。
また、介護職員も普段から、高齢者の悩み等を傾聴するスキルを身につける必要がある。

10 高齢者介護支援（介護職支援県職員）

(1) 派遣の状況

【派遣期間】 平成23年3月25日から5月1日

【派遣人員】 延べ24人（12班交代制）

【活動内容】

現地滞在員として、派遣者の支援を行うとともに、被害状況、避難所の要介護高齢者の状況を見たり関係者から話を聞くことで、本県の災害時の要援護高齢者支援に生かすような教訓を得た。

【派遣先】 宮城県気仙沼市

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①派遣介護職支援のための現地滞在活動

- ・派遣初期は、現地で調達できる物資が少なく、次の班に持ってきてもらうような状況であった。
派遣後期になると、ほとんどの物資は現地調達できる状況となっており、1ヶ月ほどの間に再開する商店が増えたことに現地の方の復興への意気込みを感じた。
- ・複数の避難所や特別養護老人ホームを回り、現地で必要な物品の調達、県との連絡等の業務はかなりあり、現地滞在員の派遣は必要である。

②特別養護老人ホームの地域における災害支援

- ・支援を行った特別養護老人ホームは高台にあり、津波被害を免れた。
災害発生からしばらくの間、特別養護老人ホームに緊急避難し、生命の危機を免れた地域の住民も数多くいた。
この施設は、普段から地域住民向けの「介護予防教室」を積極的に開催するなど、地域とのつながりを持っており、いざという時に住民が頼れる施設だったと言える。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①高齢者施設の地域における災害拠点としての役割

- ・高齢者施設、特に特別養護老人ホームや老人保健施設は、バリアフリー構造、夜間も職員がいること等、災害時には避難所としての機能を備えている。
高齢者施設に対して、地域における災害拠点の役割を果たすよう、地域に暮らす高齢者に対する避難訓練の実施等を働きかける必要がある。

②災害時用物品の備蓄

- ・ライフライン（特に水）が不足すると、災害時支援活動に様々な影響があるので、高齢者施設は、普段から災害に備えた防災用品を備蓄しておくことが必要である。

③福祉避難所の指定

- ・要援護高齢者にとって、一般の方と同じ避難所での生活は、「おむつ交換時にプライバシーが保たれない」、「段差がありトイレが使いにくい」等で「要援護高齢者専用の福祉避難所」を設ける必要性が、派遣介護職員の多くから寄せられた。福祉避難所をあらかじめ市町村が指定しておき、災害時に備えた定期的な運営訓練を行うことが必要である。

④派遣した介護職員の交代時の引継時間の確保

- ・今後、災害等で介護職員を派遣する場合は、支援者に対する情報を書類だけでなく、口頭で引き継ぐ時間を持つことの必要性を感じた。これは、現地で介護職員の多くから寄せられた要望事項である。

11 心のケア対策支援（民間病院等職員・県職員）

（1）派遣の状況

【派遣期間】 平成23年3月26日～6月10日

【派遣人員】 9班集体（1班5日間）民間病院等職員22名・県職員23名 計45名

【活動内容】

現地の保健所や市町村と連携のうえ、被災者の心のケア対策として、避難所等での巡回相談（医療行為を含む）等を実施した。

【派遣先】

- ・石巻市牡鹿半島等の公民館や市内中学校等14箇所の避難所及び避難所に来られない12世帯
- ・郡山市及び近郊市町村の県有施設や温泉旅館等32箇所の避難所

（2）派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

①宮城県石巻市での活動

- ・石巻市では、宮城県、石巻市及び石巻赤十字病院と連携しながら、避難所となっている市内中心部の小中学校や、牡鹿半島の公民館等26箇所で、延べ390件の相談に対応した。石巻市の避難所においては、地震からまだ間もなく余震も続いていたので、「余震への恐怖や慣れない場所で良く眠れない」といった不眠・睡眠障害を訴える方が多かったため、持参した薬の処方や、様々な訴えに耳を傾け、今後発症する可能性の高いPTSD（心的外傷後ストレス障害）について説明する等の活動を行った。
- ・巡回したなかで石巻市牡鹿半島は、市役所本所から遠隔であり電話も不通のままで、どのような被害状況になっているのか、市も把握できていない状況であったが、地図のみを頼りに、寸断されていない道路を選びながら、市役所から託された広報誌のメールボーイも兼ね、孤立している公民館等をガソリンの残りを気にしながら訪問をし、避難者の心のケアにあたった。津波で犠牲になった方々も多かった地区であったが、コミュニティー単位での避難生活であったためか、想像をしていたよりも皆さん元気であった。
- ・ライフラインが寸断され食事も1日1食のみの配給だった石巻市役所牡鹿支所で勤務していた市の保健師さんは、専門職が1名しかいないため、自宅が被災してしまったにもかかわらず、泊まり込みで地域住民の健康相談や、食事配給等に従事しており、その責任感の強さに感心させられた。精神科医から、頑張りすぎないようにアドバイスをしたところ、今までの緊張が和らぎ、涙ぐむ姿も見られた。

②福島県郡山市やその近郊での活動

- ・郡山市やその近郊では、福島県と連携しながら、原子力発電所の事故関連で避難してきた方々の避難所巡回を中心に活動を行った。前半は、体育館や公共施設等の一次避難所、後半は温泉地の旅館等の二次避難所等32箇所で延べ895件の相談に対応をした。避難所では、遠く住み慣れた土地を離れての長引く避難生活や、原子力発電所事故の先行きが不透明なこと等から、この先の生活に対する不安、喪失感、意欲の低下などがみられた。また、我慢強くなかなか喋ろうとしない方もみられ、じっくり寄り添って傾聴に心掛がけた。

- ・また、管内市町村の要請により、健康教室の中でストレスケアについて講話をしたり、中学校での不登校児へも対応についても相談に乗るなど、専門職として多彩な活動を行った。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・避難先について、公共施設等の比較的大きな避難所から、仮設住宅へ移住してもらう際には、自治体単位など、コミュニティが崩れないような配慮が必要である。近所の方々がバラバラになるため、仮設住宅に移住したくないという方々もいた。
- ・他県へ応援を求める際は、被災県側は相当混乱をしているため、マニュアル整備は重要であるものの、混乱している状況で詳細まで指示をすることは難しいため、専門家がいる応援者には、一定程度委ねる部分も必要である。また、そのことは、国レベルで意識を統一しておくことが必要である。



避難所に来られない方を訪問する



避難所巡回の様子

12 児童の心のケア対策支援（児童心理司・児童福祉司）

(1) 派遣の状況

【派遣期間】 平成 23 年 4 月 11 日（月）～ 4 月 15 日（金）

【派遣人員】 2 名（児童心理司・児童福祉司）

【活動内容】

被災地児童相談所職員と共に、福島県内の避難所を巡回し、情報収集や要保護児童の調査、児童の心のケア（初期）等を行った。

【派遣先】 福島県浜児童相談所南相馬相談室

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①活動状況等

- ・震災後 1 ヶ月というタイミングで、福島県浜児童相談所南相馬相談室職員と共に、南相馬市・相馬市・新地町の避難所（18 カ所）、避難所隣接の学校等を訪問した。
- ・現地児童相談所の職員としても、こまめに避難所を巡回して情報収集することの必要性を感じていたようだが、元々少人数のスタッフ体制（児童福祉司 1 名・児童心理司 1 名・嘱託職員 1 名）のところ、自宅が原発 20 km 圏内の嘱託職員が県外へ避難してしまったこともあり、これまで巡回活動が満足に行えていなかったとのこと。
- ・巡回活動で求められたことは、情報収集及び児童の心の初期のケア。特に厚生労働省から報告を求められた「震災孤児数の把握」については、避難所スタッフや避難住民から直接情報収集して把握に努めた。
- ・震災により保護者を亡くした震災孤児が数名把握されたが、全員祖父母や親族等が面倒を見ており、児童相談所として即座に保護等を必要とする児童は把握されなかった。
- ・避難児童の初期の心のケアとしては、対応時間が限られていたこともあり、けん玉

やトランプなどで避難児童と一緒に遊びながら話を聞くといった活動を行った。保護者に対しては、被災児童に見られやすい症状等を記したチラシ（児童相談所の連絡先を記載）を配布し、児童に心配な症状が見られた場合の相談を促した。

②被災地の児童の様子等

- ・原発から 30 km 以内の屋内待避地区（当時）に位置している避難所はもちろんのこと、そうでない避難所でも、放射能の影響から子ども達が外で遊ぶことを制限されている様子が見られた。ただ、避難所で寂しそうにポツンとしている児童の様子は見られず、むしろ、避難所という過酷な状況の中でも、他の子ども達と元気に遊んでいる逞しい子ども達の様子が目についた。
- ・被災直後は落ち着いていたとしても、多くの児童が津波を目撃したり、親族を亡くすなどの経験をしていることから、今後、避難所から出て生活が安定した後に、長期的なケアを必要とする児童が出て来ることは間違いないと思われた。

③ある震災孤児について

- ・ある震災孤児は、保護者の葬儀もすませて不眠や食欲不振の訴えもなく、今後は同居していた祖父母が養育していくことになっていたが、「可哀想な震災孤児」としてマスコミから追い回されて疲れの表情が見えたため、取材から逃れるためにしばらく県外の親類宅に身を寄せることになったとのこと。祖父から憤りの言葉が聞かれた。



(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①震災孤児への支援について

- ・巡回調査の中では、直ちに一時保護等の行政の支援を必要とする震災孤児は把握されなかった。これは、全ての震災孤児が祖父母や親族等の元で養育される状況となっていたためである。今回の震災におけるデータは把握していないが、阪神・淡路大震災の際も、児童相談所が里親に措置した震災孤児は1名のみとされている。震災孤児に対する行政のケアは当然必要であるが、それ以上に、震災時には、親族間のネットワークが力を発揮するものと考えられ、「自助・共助を活かす公助のあり方」を検討することが必要と思われる。
- ・被災した児童への長期的なケアとしては、PTSD 等に対する心理的ケアが当然必要になると思われるが、震災直後の避難所の児童に対する短期的なケアとして、「まずは遊べる環境を整えてあげる」が重要なことだと思われる。

②他県児童相談所からの支援について

- ・被災地の児童相談所は、被災児童に対する様々な支援を長期的に行っていく必要がある。群馬県で災害があった場合、専門性の高い児童心理司・児童福祉司を他県から長期的に受け入れて、被災児童に対してきめ細やかなケアを行うことも検討すべきと思われる。他県児童相談所への支援要請については、どのタイミングでどのような支援を依頼するのか、災害直後は生活への支援や児童に関わる不明者・死亡者の確認や親族による支援の確認、3～4ヶ月後には不安定な症状を呈した児童の心のケアを中心とした長期的支援など、被災地域の状況を細やかに把握して、支援内容を明確にして他県に要請していくことが必要と思われる。

13 児童の心のケア対策支援（児童心理司）

(1) 派遣の状況

【派遣期間】 平成23年4月13日（水）～4月16日（土）

【派遣人員】 2名（児童心理司）

【活動内容】

石巻市の各保育所を訪問し、援助を必要とする児童や、発達障害等を抱える児童数を調査し、さらに被災児童に対する接し方について保育士に助言、指導を行った。

精神的に不安定になっている児童や被虐待児等、今後各機関の関わりを要す児童については、宮城県東部児童相談所や市の子育て支援課に引き継ぎを行った。

【派遣先】 宮城県東部児童相談所

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

訪問時、被災した影響で不眠やパニック等を起こす児童はほとんどいなかった。被災した児童は大人に負担をかけまいとして必死に我慢しており、周囲が落ち着くにつれて、前述した症状を訴える児童が増えてくると言われている。訪問先の児童は、表面的には楽しそうに過ごしていた。

しかし、詳しく様子を観察すると、津波によって家が流されている絵を描いたり、「地震だー！逃げろー！」等と鬼ごっこのような“地震ごっこ遊び”をしていた。大人からすれば不謹慎かと思われるようなその行動が、子どもたちにとっては、ストレスや不安に対処する方法だと言われている。また、やたら暴力的になったり、ベタベタと甘えてきて本司の手指を舐めたり噛んだりする児童もいた。保育士の話によれば、今までそのような行動を見せたことは無い児童だという。この様子は彼らなりのサインだと思ったが、心理司として派遣された我々が行えることは限られており、「できる限りのことはしたい」という頑張りたい気持ちと「これくらいのことしかできないのか」という残念な気持ちが相まって、無力さを感じたのを覚えている。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・心理的治療というのは、一時的に行えば良いものではなく、数ヶ月から長ければ数年という時間が必要であることを知っていただきたい。数日関わるだけでアフターフォローが出来ないという中途半端な治療行為は、逆に児童を不安定にさせてしまうこともある。このように、心理的治療に効果を期待するには、長期的な支援が必要である。とは言え、長期間の派遣は所属する係を留守にすることになり、係員にも迷惑がかかる。再びこのような災害があったときに、心理司が心理的支援を行えるような体制を考えておかなければならないと感じている。
- ・訪問時、避難所で生活している家庭で両親が子どもを置いて出かけてしまったり、保育所に子どもを迎えに来る時間に「石原軍団が炊き出しに来る」と言って出かけてしまったり迎えに来なかったり、喘息持ちの子どもに医療を受けさせていない保護者等がいた。児童の精神的な健康を保つためにも、災害時に養育力の低い保護者等にどのように関わっていくのかが大きな課題となるだろう。
- ・宮城県東部児童相談所の職員の話によると、「避難所には発達障害や知的障害があると思われる児童の姿はほとんど見られなかった。保護者が他者に遠慮して来ないのではないか」とのことだった。発達障害を抱える児童は、新しい環境や集団生活が苦手な場合が多い。また夜眠らずに騒いだり、大声や奇声を発する児童がいれば、その保護者は避難所に行きづらくなるだろう。そのためにも、知的障害や発達障害を持つ児童に、どのような行動特性があるのかを理解していただきたい。普段からそれらの理解を求めたいところだが、特に災害時には、周知させる必要があると思われる。

14 ペット保護活動支援（獣医師）

(1) 派遣の状況

【派遣期間】 平成23年7月31日（日）～8月5日（金）

【派遣人員】 獣医師 1名

【活動内容】

- ・福島第一原発警戒区域内の住民一時帰宅に伴うペット（犬、猫）の保護・収容
- ・警戒区域内で放れている犬、猫の保護、エサやり
- ・シェルターでの犬、猫の世話

【派遣先】

- ・福島県庁
- ・福島第一原発警戒区域の檜葉町、大熊町

③福島県庁が設置した犬猫保護シェルター

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①警戒区域内での活動

- ・8月1日から8月4日までの4日間、警戒区域内で活動した。
- ・一時帰宅する住民からの情報をもとに、犬や猫を残してきた住宅を回って住民が保護した動物を収容した。
- ・避難後、多くの日数を経ているため、収容できたのは4日間の出動で犬1頭のみだった。
多くの住民は、家にいられる2時間の大部分を費やして、残してきたペットを探していたが、ほとんどが見つからないか、亡きがらを認めるだけだった。
- ・放れている犬や猫がいても、防護服を着用しているためなのか警戒心が強く、近くに寄ってこないため、保護できず餌を置くだけだった。
- ・住宅内に閉じ込められ死んでいた犬や猫の処理もしたが、腐敗が進み、家の玄関でも腐敗臭がするほどで、死体が崩れてしまうので家の外に出せないものもあった。

②放射線対策

- ・中継基地で、出動前に防護服等を着用し、当日の体調を申告して放射線量計を受け取り、一時帰宅者の後から車両で出発した。
- ・警戒区域から中継基地に戻ると、放射線量のスクリーニング検査を受け、放射線量計を返して線量のチェックを受けた。

③シェルター

- ・最終日8月5日は、シェルターに収容された犬や猫の世話をした。8月上旬時点で、福島県庁で設置した犬と猫の保護シェルター1カ所は、既に収容頭数の限界に達していた。この後、2番目のシェルターが設置された。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①犬・猫等の災害時の避難体制

- ・今回、避難から取り残された多くの犬や猫が、住宅内に閉じ込められ、または、繋がれたまま、餓死する結果となった。
このため、今後、災害時の住民避難では、住民がペットを連れて避難すると思われるので、避難先でペットをどのように保護するかが問題となる。
- ・住民がペットを連れて避難所に入った場合、ペットを連れていない避難住民とのトラブルが懸念される。
避難所に入れず、犬と自動車の中で暮らしたとの話も聞いた。

②保護シェルターの設置

- ・災害発生後、速やかにシェルターを設置する必要があるが、鳴き声等の騒音、悪臭など近隣への迷惑や、建物の広さ、空調換気、水回りなどの条件から適当な候補施設を見つけるのが難しいようだ。



犬の保護活動



大野駅(大熊町)周辺で放たれている犬

犬の保護活動 1



捕まらない猫へのエサやり



捕まらない犬に、エサやり
寄っては来るが、こちらが近づくと逃げる

15 医療救護活動（薬剤師）

（1）派遣の状況

- 【派遣期間】 平成 23 年 5 月 3 日～ 6 日
平成 23 年 5 月 9 日～ 13 日
- 【派遣人員】 各 5 名（医師 1 名、看護師 2 名、薬剤師 1 名、事務 1 名）
- 【活動内容】 避難所施設での医療救護活動
- 【派遣先】 宮城県南元吉郡南三陸町 志津川中学校（避難所）

（2）派遣先での活動状況、体験談 ～被災地派遣を振り返って～

①救護室及び巡回による診察

- ・検温、血圧測定、血糖測定など
- ・処方された薬剤の調剤、患者への説明
- ・医師へ代替薬の提案
- ・薬剤の管理・補充

②ノロウイルス、インフルエンザ等への感染予防対策

- ・毎日、トイレの消毒を行う
- ・手洗い場の清掃

③医薬品の調達

- ・医療本部はベイサイドアリーナに設置されており、医薬品はそこで一括管理されていたため、仮設診療所内に無い医薬品や不足した医薬品の調達を行った。

④地元住民、現地派遣スタッフとの交流

- ・毎朝、ラジオ体操に参加
- ・積極的に地元住民に話しかけ、救護活動の他にも必要とされている作業（薪割りなど）を行った。

②仮設診療所の撤退業務

- ・派遣された時期にはすでに急性期を脱しており、地元の医療の再生に向けて、仮設診療所の撤退が決定されていた。医療派遣がいつまでも続くものではないという考えから、敢えて不便にもどすという厳しい決断をしたと聞いている。診療所内には支援物資なのか判断できない食料品や布団などがあり、それらを地元の人達や自衛隊職員など必要としている人達とコンタクトをとり、配布することとした。その後、医療器具や残った医薬品などを整理し、仮設診療所を閉め、医療派遣は終了した。

（3）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①仮設診療所への薬剤師の設置

地震や津波で手持ちの薬を紛失してしまった方においては、どのような薬を内服していたかの聞き取りが大事になる。しかし、治療や処置に追われる医師や看護師のみ

ではそこまで時間をとることは難しい。また、被災時の限られた物資の中で患者が内服していた薬と同じものを処方することは困難であり、同効薬やジェネリック医薬品の中から患者にあった薬を選択できる薬剤師は必要不可欠と考える。また、県立病院からの第一陣の救護班派遣では、要員として薬剤師は組み込まれていなかった。第二陣に参加させていただいて感じたことは、第一陣の方が上記のような業務も多く、薬剤師としての能力も十分に発揮できるのではと考えた。実際に、第一陣で派遣された医師や看護師からは薬剤師にいてほしかったという声も聞いている。

②支援物資としての医薬品の管理

多くの支援物資が送られてくる中で、医薬品についても多くの種類が送られてくる。その中で、医薬品を薬効別やその他、使用しやすいように管理できる薬剤師を確保する必要があると考える。

③医薬品の調達経路復旧

疾患の治療・処置に必要な医薬品が被災地では調達することが難しくなる。自分が派遣された時には、すでに調達経路は復旧していた状態にあったが、早期の復旧が大事になると考える。また、復旧するまでにどこから調達するかを決めておくことも重要と考える。

④お薬手帳の普及

今回の震災でも薬を流されて紛失してしまった方が多くいた。しかし、その中でもお薬手帳を持っていた方はすぐに代替薬が処方されることができていた。すべての方が自分で内服している薬を理解しているわけではないため、被災時には非常に役立つものだと考える。また、今回の震災では薬の情報提供だけでなく、紹介状としてその患者状況を記載し、他の医師への情報提供の手段としても活用されており、お薬手帳の活用は被災時における患者状況の伝達手段として有効な手段であると考えられる。

(4) その他

- ・今回の派遣期間は3泊4日。初日と最終日は移動と引き継ぎで一日の大半を占めてしまい、活動できるのは実質2日間であった。活動に慣れてきた頃に次班へ交替となってしまうこと、また地元の方にとっても頻りに派遣員が変わるのはあまり印象が良くないと思う。派遣時期にもよると思うが、1週間くらいは必要かと思う。
- ・全国各地から様々な種類の薬剤が送られてきており、その仕分けや管理が大変だったと聞いている。初期の段階から薬剤師の派遣が必要だと考える。
- ・撤退業務の際に、持ち主の特定できないものが診療所内に多くあった。派遣された人達が持ってきて、次の人達も使うだろうと思いついていったものだと思うが、撤退作業の際には不要なものとして持ち帰らなければならなくなっていた。派遣された人達は自分で持ってきたものは必ず自分で持ち帰るようにしなければならぬと考える。このような状況では他人を思いやる気持ちが逆に仇となることも肝に銘じておかなければならない。
- ・自分が派遣されたときは震災から2ヶ月過ぎており落ち着いた頃で、地元の人達とも明るく楽しい会話も多くできた。その中でも、地元の人が某放送局の取材に対して「ブラジルから留学しているキャサリンです。」と答えたことが、そのまま放送されてしまったというおもしろい話が印象に残っている。

16 山地災害復旧支援（林業技師）

(1) 派遣の状況

【派遣期間】 平成23年8月22日～同年9月16日

【派遣人員】 延べ2人

(平成23年8月22日～同年9月2日及び同年9月2日～同年9月16日に各1名)

【活動内容】 山地災害発生地の設計・積算業務

【派遣先】 福島県南農林事務所森林林業部

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①派遣先の状況

- ・派遣先である福島県南農林事務所森林林業部は福島県南東部の東白川郡棚倉町にあります。管内である東白川郡一帯は津波による直接の被害はなかったものの、地震により山腹が崩壊し、人家が壊滅する等の甚大な被害を受けた地域です。また、福島第一原子力発電所の事故の影響により、空間放射線量も群馬県に比べ高くなっています。
- ・町の様子は、普通に生活している分には群馬県との違いはどこにもなく、グラウンドでは若い学生が元気に運動をし、おじいちゃんと一緒に2才ぐらいの幼い子ども、元気いっぱい三輪車をこいで遊んでいました。時折、町内放送から、農作物の放射線情報が流れているのを聞いて、ここは被災地なんだと思い返す程度でした。

②活動状況

- ・私達は前述した派遣先で、派遣先職員の方々と協力し、山地災害発生地の復旧活動を行いました。具体的な内容は、復旧工事の発注を行うための設計書の作成と、その費用の積算です。

③振り返って

- ・現地調査で案内してくれた派遣先事務所の課長さんは、ただ凄かったというだけでなく、その時の状況を思い起こし、私達にわかりやすく丁寧に説明してくれました。また、管内の通常現場も興味がある話をしたところ、時間をつくって案内していただき、とても業務の参考になりました。
- ・派遣先である福島県南農林事務所森林林業部の方々は、東日本大震災の発生以降、業務が多忙を極め、極限の状態で行っていました。私達は、少しでも派遣先の方々の負担が軽減できればと思い、行きましたが、設計積算システムの違い等、異なる環境にとまどいました。しかし、派遣先の方々から、足りない時間の中で、丁寧に教えていただき、暖かい心遣いに触れ、元気をもらいました。
- ・所内は”ガツガツとにかく忙しい”という雰囲気ではなく、みんな明るく、また、穏やかで懐かしさを感じる環境でした。
- ・私達の派遣は、2人で約1ヶ月程度の短い期間でしたが、被災地の本当の復興はこれからが本番となります。特に福島県の沿岸地域では、未だ手つかずの災害箇所が数多くあります。私達は東北地方が震災前の姿を取り戻すために、今後とも引き続き協力していかなければならないと強く感じました。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・支援派遣要請の必要機関周辺で宿泊施設の確保が重要である（徒歩圏内）。
- ・災害調査等はあらゆる機関と連携し、情報収集が必要。
- ・昨今の職員削減により、復旧事業に従事する技術者は減少し、今回のような大災害発生時に迅速な対応をとることが難しくなっている。群馬県も有事に際した柔軟な人員配置に対応できるように、技術者の育成に努めていかなければならないのではないか。

17 農地・農業用施設災害復旧支援①（農業土木技師）

(1) 派遣の状況

- 【派遣期間】 平成23年10月10日～10月29日
- 【派遣人員】 2班体制（1班11日間）6名
- 【活動内容】 査定設計書の作成、実施設計書の作成、事業計画書の変更
- 【派遣先】 岩手県沿岸広域振興局宮古農林振興センター（宮古市内）

(2) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

震災発生から、7ヶ月ほど経過した10月に岩手県沿岸部宮古市にある岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センターへ災害復旧の手伝いに行ってきました。支援内容は、災害復旧査定設計書作成などの業務です。震災・津波発生から期間が経過しているため、宮古市内は大分通常の生活を取り戻しているようでした。

復旧はライフライン等から先行して復旧されるため、農地や農業用施設については、津波によるがれきの撤去が完了し、災害復旧へと一步を踏み出したところ、という印

象を受けました。

海がない群馬県民の私は、海を見ると嬉しくなってしまうのですが、現地事務所の方に案内された被災地は、「住宅地→宅地の基礎しかない」「農地→砂やゴミばかりの荒地」といった風景が続くばかりでした。場所によっては、津波が20～30mかけ上がった形跡も確認でき、津波の怖さを痛感しました。

被災した田んぼの中に、あるはずのない携帯電話がポツンと残されていた状況には、なんともいえない、複雑な気持ちになりました。

現地事務所の方に伺ったところ、ハード面の復旧は、事業費を投入し工事を行えば復旧できるが、被害はトラクター等の機械や、農業を営んでいた人の命にまで及び、農家の営農意欲を取り戻す「気持ちの復旧」に苦慮しているとのことでした。

派遣されている期間中にも、現地事務所の方々は農家の営農意欲を「復旧」するため、新たな営農構想を提案し、活用できる補助事業、営農にあった基盤整備工法等、一般農政職員・農業改良普及員・農業土木技師で連携し、連日夜間の地元説明会に足を運んでいました。岩手県職員の数も不足していたと感じましたがその中で、復興に向けて明るく振る舞う岩手県職員の姿勢が印象的でした。派遣期間中に1つの集落で新たな復旧構想が立てられそうな状況となったようです。

農業を行うのは人であり営農意欲を復旧させなければ、その後の復興にはつながらない。もちろんハード面の支援も大切ですが、営農意欲を取り戻すため様々な人的支援（ソフト面）が重要であると感じました。



宮古農林振興センターでの打合せ



現地調査

(3) 意見・提言～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・農地の災害復旧事業の事業主体は主に市町村が対応する。しかし、甚大な災害が発生した場合は市町村での対応に限界があるため、岩手県は県が事業主体となり災害に対応する体制をいち早く構築し、迅速かつ柔軟な対応を図った。
このことから、甚大な災害に対しては迅速かつ柔軟な対応が必要となり、甚大な災害を想定した県と市町村、管理者との協力関係について検討し、訓練しておくことが必要である。
- ・震災当日には電話連絡すら困難になる中、携帯電話のメールは時間がかかったが、送受信が可能であった。緊急連絡網は電話に限らず、複数のツールを検討する必要がある。
- ・県有施設が防災拠点となるために、耐震化の充実や備蓄物品の定期的な管理を行うことが必要である。宮古市の場合、県施設が津波の被害を受けなかったため、災害対策拠点として活用されていた。
- ・派遣応援職員業務マニュアル・査定設計書作成参考資料
マニュアルを事前に整備していたため業務がスムーズに行えた。
- ・応援を必要とする側からするとなるべく長い期間同じ人が作業してもらえるのがベストだと感じた。
- ・測量設計業務をコンサルタントに早期に発注できたことが、査定設計書の作成及び早期に災害査定を受検が可能となったと思う。スピードが大切だと感じた。

(4) その他

①高崎だるまの贈呈

早期の災害復興を祈念し高崎だるまを贈呈しました。本年仕事始めに早期復興を祈願し左目が入りました。一日も早く右目が入ることを祈ります。

(写真 左：広域沿岸振興局副局長 右：大阪府の派遣職員)



②点 描

- ・宮古市内の中心部はある程度元の町並みを取り戻しつつあるような印象を受けたが、宮古市から山田町までの海岸沿いの被災現場は想像を絶する光景が広がり、復興はまだまだこれからであると痛感した。ガレキの山から立ち上る煙、崩壊した堤防や道路、家屋、店舗などが住民の生活をいっぺんに奪ってしまったことをリアルに物語ったいた。
- ・説明会を開催するため、岩手県のスタッフの方が名簿づくりをしていた。農地の所有者の方のほとんどが仮設住宅に住まわれているので住所記載欄が2つある現実。被災者の方の心情を痛感した。
- ・被災された方とお話する機会を得た。3月11日どのようなことが起こったのか、現実味をもって感じる事ができた。電気が止まる(家電がつかえない)、電話がつかえない、いざというときの情報伝達方法と避難路を個人個人が把握しておく必要性を痛感した。
- ・被災者の方がこれからに向かって前向きに明るく語っていただいている姿に生きる強さと誇りを感じました。
- ・被災地はガレキの集積は進んでいるが、処理は進んでいなかった。派遣中にはガレキからの自然発火もあった。悪臭や水質汚濁の問題もあり、早期の処理が必要である。(説明責任を果たしたうえで近隣自治体による処理が進むことを願う。)
- ・測量設計業務をコンサルタントに早期に発注できたことが、査定設計書の作成及び早期に災害査定受検が可能となったと思う。スピードが大切だと感じた。

18 農地・農業用施設災害復旧支援②(農業土木技師)

(1) 派遣の状況

- 【派遣期間】 平成23年10月31日～12月1日
- 【派遣人員】 3班体制(1班概ね11日間)6名
- 【活動内容】 団体営災害復旧に係る査定設計書の作成、査定申請及び発注設計書の作成
- 【派遣先】 福島県県中農林事務所農村整備部(須賀川市役所駐在)

(2) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

- ・派遣先での主な業務内容は、災害査定を受ける農業用施設(用水路)の復旧工法検討や災害査定設計書(農地・ため池)の審査を行った。
- ・災害件数が数多くある中で、対応する市職員の人数が少なく、市職員は休日がない状況が震災後、何ヶ月も続いているといった大変な状況にあった。

- ・市内における現状は、幹線道路工事は着工し本格的な復旧工事が始まっていたが、農地や農業用施設の復旧はこれからといった状況にある。
- ・復旧工事について、地震、台風災害、福島第1原発関連工事などが数多くあるため復旧工事業者の不足という問題があった。
- ・農業用施設について、老朽化した施設が多数ある中で、施設の現状把握、日常の維持管理、防災計画的なものなどを関係機関と情報共有することの重要性を改めて感じた。
- ・"県職員"でなく、"市職員"として災害対応に当たれたことが大きな経験となった。住民対応の最前線。普段の我々から見たら些細なことでも、丁寧に親身に対応する。県にどのようなことを望んでいるのか？（それに対し、県としてどう対応するのか？）
- ・技術的な基準や考え方に、群馬県と違うケースがあり、違いを確認するだけでも時間がかかってしまう。
- ・我々が行ったのは第3陣であり事前の話では災害から8ヶ月経過して通常業務の落ち着いた雰囲気とのことだった。しかし我々が行ったときは第21次災害査定の前あり27箇所を控え慌ただしい印象であった。
通常業務はもちろんのこと災害査定も迫っておりまた不慣れで専門的な対応工事の設計等を迫られていることもあり我々が行ったときには災害箇所の現地調査から復旧工法の検討及び災害査定設計書の作成まで行わなくてはならなかった。
市町村の担当係は7人いたがそのうち数人は事務職の方で技術関係がわからない中での対応は大変なものであった。係長は災害からずっと休みがない状態である。これらの状況を見て深夜までの残業、土日の出勤、通常業務との並行など職員の負担や健康等も考えなければならぬと思う。
- ・災害復旧事業に該当しない小規模な被災については、その復旧を市や地域独自の方法（復旧資材のみの支給、上限金額以内の独自復旧への補助制度、自治会による助け合い）でフォローしており、きめ細やかな対応が公共サービスとして大切であると改めて感じた。



現地調査



派遣先の須賀川市役所卸町仮庁舎
(この庁舎も台風15号で被災)

(3) 意見・提言～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①組織体制・技術職員の確保

- ・今回の震災に係る対応において、福島県では、須賀川市、県中農林事務所ともに、技術職員の不足が課題であるとのことであった。
市、県ともに、避難（被災）者への対応業務とともに、農地に係る被災状況の確認等の災害復旧への対応等が重なり、不眠不休の日々が続き、市では、精神的な病気を患う職員が発生している。
このようなことから、災害発生時に復旧工事などの災害に特化した業務が発生する所属においては、大規模災害の発生を想定した組織体制の強化などの検討を行い、必要とする農業土木等の土木系技術職員の確保を行うことにより、災害復旧等に迅速に対応する体制の確保が必要である。

また、他県と連携し、予め土木系技術職員の派遣等の体制を確保しておくことも必要である。

②市町村への支援体制について

- ・我々のような技術職は、災害時は県としての災害対応だけでなく、市町村が受験する災害査定同行・支援や査定設計書の指導にも入る。しかし、今回福島県庁でそれらを担当している職員が自分の受け持つ業務で手一杯であり、所属全体でローテーションを組んで市町村の災害支援に当たっていた。

今回のような災害では、当然災害支援担当の職員だけでは業務に対応しきれない。よって、予め所属内で支援の方法・ポイント等を共有し、支援体制を確立しておくことによって、県としての業務も進めながら円滑に災害支援を行える準備をする必要があるのではないだろうか。

③災害復旧体制・連絡体制

- ・建設業者の受注可能量等の把握

福島県では、地震災、台風災及び福島第1原発関連の工事により、県内の建設業者は、災害復旧等の工事対応が限界に達しており、工事発注を行っても建設業者は受注できない（しない）状況にある。

このことから、県内建設業者及び測量設計会社等の受注可能量を把握するとともに、大規模災害発生時における対応について、予め建設業者及び測量設計会社等と十分な協議を行い、災害復旧等の工事の円滑な実施への対応を検討する必要がある。

- ・3/11の際、現場の安全確認に走った。しかし、携帯電話が不通で状況を全く伝える事が出来ず、道路も渋滞で所属への帰着に相当の時間を要してしまった。このような事態でも防災行政無線なら連絡が取れると聞いたので、公用車への防災行政無線の搭載数をもっと増やすべき。

④対応業務のマニュアル化

- ・査定設計書及び実施設計書のチェックが業務内容では中心でした。ただ災害内容が同じようなことのためにチェック内容が担当個人でバラバラなことからチェック項目などの基本マニュアル化が必要。

⑤有事の際の対策

- ・平時においても常に把握、経験しておくことが重要であると感じた。

(4) その他

【新聞等で堤体決壊が報道された農業用ため池「藤沼湖」について】

◆藤沼湖概要

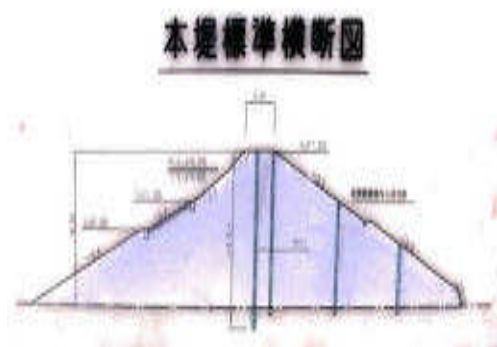
所在地：福島県須賀川市江花

型式：アースダム、堤体：高さ17.5m、長さ133.0m

湛水面積：20ha、総貯水容量：1,504千m³

利用目的：かんがい、設置者：福島県、管理者：江花川沿岸土地改良区

- ◆東北地方太平洋沖地震により湖北東部に位置する堤体が決壊し、流出水が下流集落を巻き込む甚大な被害となった。死者7名、行方不明者1名でテレビや新聞でも大きく報道された。人身被害がでていることもあり、地元からは復旧に反対する声もでている。復旧は福島県が担当している。



堤体標準横断面図



堤体決壊状況